

第156回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年10月29日（木）10:45～11:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、
清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総務部長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長、

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

（1）諮問第144号「社会生活基本調査の変更について」

（2）統計委員会専門委員の発令等について

（3）令和3年度における統計リソースの要求状況について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第156回統計委員会を開催いたします。

本日は、伊藤委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、諮問、令和3年度における統計リソースの要求状況及び委員会運営に関する件について説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。諮問第144号「社会生活基本調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明いたします。総務省政策統括官室の内山でございます。よろしくお願いいたします。

資料は1-1と1-2になります。資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、総務大臣から、来年度予定されている社会生活基本調査の計画変更について申請がございました。そこで、この申請に対しての承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。具体的な説明につきましては、お手元、横長の資料1-1、諮問の概要を中心に行ってまいります。資料1-2の申請書類につきましては、後ほど調査票を少し御覧いただく場面がありますので、そのときに開いていただければと考えております。

まず1枚目の裏、スライドの1を御覧ください。「前回調査時の計画」と記載してありますけれども、この調査は5年周期で行われておりますので、5年前の計画概要を示すものとなっております。調査目的も含めまして本調査を一言で申し上げますと、生活時間に関する大規模な調査と申し上げられるかと思えます。調査事項の部分にありますとおり、調査票は2種類ありますが、いずれにつきましても調査実施者があらかじめ指定する2日間の行動につきまして、時間を追って何をしていたかということを記録していただく、これが調査のメインとなります。併せて調査票Aですけれども、過去1年間に参加された様々な活動についてもお聞きするものとなっております。

このような性格の調査ですので、次のスライド2にまとめましたとおり、従前からワーク・ライフ・バランス、あるいは男女共同参画などを推進する際の実態や数値目標を提供するという形で、重要な役割を果たしております。

では、今回予定されている変更点は何かということについてスライド3以降で御説明いたします。大きな区分といたしましては3点あります。1つ目は調査事項の変更、2点目は調査票に記入していただく際の回答方法の拡大、そして最後、3点目が調査票に記載していただく時間的猶予の整理といったものです。

まずスライドの3、調査事項の変更ですが、追加・変更・削除の全てが予定されております。お手元の資料に記載したのは主な変更を掲げたものですが、この場では、このうち2点お話しいたします。1点目は追加です。1つ目の黒い四角に記載しておりますとおり、今回、障害者統計の充実に対応するとともに、国際比較性の向上という観点から、「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」という項目の追加が予定されています。言葉だけではイメージが湧きづらいかと思えますので、調査票を御覧いただければと思います。

資料1-2ですが、通し番号を振ってあります。その17ページになります。調査票Aの2ページ目に当たる部分です。そちらの右上の項目番号7が該当する部分です。「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」ということで、慢性的な疾患があるかどうか、日常生活に支障があるかどうかといったことを聞くという項目です。

こちらの調査事項の追加につきましては経緯がありますので、資料1-1のスライド4で参考と記載してまとめておりますので、そちらを御覧ください。障害者統計の充実につきましては、平成30年3月に定められた公的統計基本計画にも記載されていたのですが、その後、超党派の議員連盟からも提言がなされました。提言の要旨としましては、スライド4の中ほどになりますけれども、障害のある方とない方の比較を可能にするるとともに、国際指標としても活用できるようにするため、調査内容の検討を求めるとというのが提言の

要旨です。これに基づきまして、同じスライド4の下から2つ目の黒い四角ですが、昨年度、内閣府の調査研究事業として、有識者や関係府省などが参加する検討チームが開催されました。そしてその検討の中で、一番下の黒い四角ですが、今回の社会生活基本調査につきましても、提言の趣旨を踏まえた調査事項の充実について検討可能という方向性が示され、その後の検討を経て、今回の計画変更に関に合ったというものです。

具体的な調査事項は先ほど調査票を見ていただいたとおりですが、この設問につきましては、欧州統計局がEU統一生活時間調査ガイドラインで示しているものでもあります。今回、これを盛り込むことによりまして、経常的な生活の支障の有無と生活時間の関係といったことも分析が可能になり、本調査自体の利便性の向上はもとより、国際比較性の向上も見込まれるといったところかと考えております。

これが今回予定されている調査事項の追加です。

それでは、資料1-1のスライド3に戻っていただきまして、あと1点申し上げます。調査事項の変更の部分ですが、「例①」と書いている部分です。介護支援の利用状況についてですが、同じく先ほどの資料1-2の17ページをもう一度開いていただきまして、先ほどは項番の7番でしたが、今度は8番となります。この項目は従前からあった項目ではあるのですが、前回までは世帯単位の項目として設けられていました。それを今回、このような形で世帯員別の項目にすることで、より詳細に把握しようということが予定されています。

以上、例示で申し上げた変更のほか、社会状況の変化あるいは利活用を踏まえまして、調査事項の加除・修正が予定されているところです。

次に資料1-1のスライド5、「② 調査方法の変更」を御覧ください。1点目は、この調査について5年前の答申において示された課題対応になるのですが、本調査は既にオンライン回答が可能ではありますが、あくまでパソコンに限定されておりました。前回の答申におきまして、スマートフォンやタブレットの活用可能性が提言されておりまして、今回、それへの対応が予定されています。また、調査方法の2点目につきましては、次の黒い四角ですが、昨今の社会状況を踏まえたもので、本調査は基本的に調査員調査として行われているのですが、やむを得ない事情も発生しています。そういったこともあって調査員対応が困難な場合には、郵便でも対応できるよう計画に書き込んでおくことが予定されています。

以上が調査方法の変更です。

次の変更が③になりますが、一言で申し上げますと、調査票記入期間の確保と御理解いただければと思います。左右に図を並べておりますけれども、左側が前回調査、右側が今回調査になります。本調査は2日間の行動について時間を追って記載していただくのですが、報告者を8つのグループに分けて行われています。あらかじめ日付を指定して回答をお願いしているのですが、左側の緑色の網かけの丸印、この2日間が記入をしていただく調査対象の期間になります。そして、青色の部分の日にオンラインで回答がなされているかを確認した上で、そうでなければオレンジの期間内に調査員が回収する、そのような段取りで実施が行われています。つまり報告者としては、オレンジの右端の日までに

提出すればいいということになるわけです。

しかしながら、平成28年の調査では調査員が回収するグループを大きく2つに分けました。そのため、グループ④、あるいは⑦⑧の方々については、回答の猶予期間が数日ではあるのですけれども、他のグループよりも短くなっているという不均衡が生じておりました。そのようなことも踏まえまして、右側になりますが、今回は緑の網かけの丸印を付けた調査対象日からオレンジの右端、回収の最終日までの期間を全てのグループにおいて均一化しようというものです。これによって、調査全体の調査期間は2日延びることになります。

以上申し上げたような変更が、主な変更として予定されているところです。

次のスライド6、前回答申時の課題につきましては、調査方法の変更で対応されることから、先ほど申し上げたとおりです。説明は割愛したいと思います。

このような変更について今後御審議いただくこととなりますけれども、最後のスライド7は審議に当たっての論点を書いております。とは申しましても、いつもどおり一般的なことのみを記載しておりまして、いずれの事項につきましても変更の経緯や必要性、そしてその効果・影響について確認していただきながら、審議を進めていただく。このように考えております。

長くなりまして申し訳ございません、以上が諮問の概要になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今御説明のあった社会生活基本調査については、調査の実施後に匿名データも作成される予定になっております。平成31年の統計委員会の決定（注：「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定、平成31年2月20日最終改正））により、基幹統計調査の変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データ作成について確認することとされております。これを踏まえて、社会生活基本調査の匿名データの作成計画についても御説明していただきたいと思っております。

総務省統計局から、御説明をよろしく申し上げます。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局でございます。お手元の資料の中に参考1として、「社会生活基本調査の匿名データの作成計画」という一枚紙の資料があるかと思っております。そちらを御参照ください。

社会生活基本調査では、従来から匿名データの作成・提供をしているところです。今回、令和3年の社会生活基本調査につきましても、資料に記載しておりますとおり、匿名データの作成を行う予定としております。

2番ですけれども、作成する匿名データの種類としましては、従来と同じく、調査票Aと調査票Bの2種類の匿名データを作成することとしております。

3番の作成方法ですが、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に準拠しまして、これも従来どおりリサンプリング、グルーピング、トップコーディング、識別情報の削除等による匿名化措置を行う予定としております。提供予定時期といたしましては、社会生活基本調査の結果を公表した後、令和6年10月からを予定しています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

さきほど説明のありました社会生活基本調査の計画変更につきましては、今後、人口・社会統計部会に付託の上審議していただき、次に説明のあった匿名データの作成については、今後改めて諮問されますが、現時点で特段の御質問、御意見はありますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございます。私の専門外ですけれども、非常に大規模で重要な調査だと認識しております。そこで、こういうことを質問項目に入れてもいいのではないかという御提案です。資料1-2の18ページに働き方に関する質問が書いてありますが、今、コロナの問題で最も注目されているのは、家で働くか、それとも外で働くかというテレワークの問題で、既にいくつかの民間シンクタンクが調査をしておりますけれども、それが定着しているのかどうかということ、また、今後の働き方の問題から考えると、18ページの例えば「ふだん1週間の就業時間」のところに、何時間が在宅で、何時間が企業というのですか、会社の方でというような調査事項もあっていいのではないかと考えております。2021年におやりになるのですから、テレワークの定着度合を調べるためには、サンプルの大きさも考えると、多分、非常に有益な調査項目になるのではないかと考えております。これは私の提案ですので、部会の際に御検討いただければと思います。

○北村委員長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。今、宮川委員がおっしゃったことと関連しますけれども、この間、メディアの接触行動というのは大きく変わってきていると思います。働き方で言えばテレワークになると思うのですが、今回、3ページの「生活様式の変化や結果利用ニーズを踏まえ、調査事項を変更」の例②として、「スマートフォン、パソコンなどの使用状況を15分ごとに把握できるように変更」とあります。メディアのスマートフォン、パソコン、タブレットとかその調査項目の表現については、実際の生活実態に即して答えやすい回答項目を御検討いただきたいと思います。

また、10歳以下の子供についても世帯主が記入するということになっており、GIGAスクール構想もありますから、子供たちも学校の授業でタブレットを使うこともあります。今は塾のような学校外の教育サービスにおいても、タブレットを端末にしているケースなどもあり、そういう実態が5年前とは大幅に変わっていることが考えられます。したがって、これらの変更事項は実態に即したものになると期待したいと思います。

それから、1点確認させていただきたいと思ったのは、「対象者の世帯数と人数」ですが、5ページの※印のところに、現行計画では「約8万3,000世帯」、「10歳以上の世帯員が約18万6,000人」とあり、変更案は「約8万6,000世帯」で、「10歳以上の世帯員が約18万3,000人」と若干減少しておりますけれども、経年比較等を考えますときに、世帯人員が減っているという動向があり、あるいはこれだけの細かい調査ですので、報告者には大変負担がかかることもありますから、それに向けての御判断だと思うのですが、3,000人の減少というのは経年比較の際あまり有意な差は出ないでしょうか。これまでの報告者の人数、ある

いは回収率との関係もありますが、細かいことで恐縮ですけれども、調査の比較の点から気になりましたので、この点については質問させていただきます。

以上です。

○北村委員長 ただ今の点について、何かお答えできることはありますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 では、私から少し答えて、補足があれば統計局から答えていただきます。

私どもがこの計画を拝見したときにも、世帯数が増えていて対象者数が減っているということなので、その理由はお聞きしています。今、頂戴している説明ですと、選定の考え方やサンプルの計算式に変更はなく、前回調査と同程度の精度を維持することができるよう、直近の平成27年国勢調査の結果を基に精緻に算出した結果であると説明を受けているところです。

○清原委員 ありがとうございます。

○北村委員長 追加でお答えはありますか。大丈夫ですか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 世帯人員数と世帯数については、今、政策統括官室から説明があったとおりです。

もう1点、テレワークのことにつきましては、今回、調査票Aでいきますと、項番の24番を御覧ください。「生活時間について」という調査事項がありまして、「指定された第1日と第2日の行動について それぞれ記入してください」とあって、「当てはまるものすべてに記入してください」という中に、今回テレワークという選択肢を追加して調査する案にしております。

前回の平成28年調査ではこちらを単に「在宅勤務」としておりましたところ、昨今の情勢に合わせてテレワークとし、そのテレワークという概念の中には、在宅勤務もあれば、サテライトオフィス勤務、モバイルワークなども含まれていることを考えまして、「テレワーク（在宅勤務）」と「テレワーク（それ以外）」に分ける形で調査事項の変更案をお示ししているところです。

以上です。

○宮川委員 どうもありがとうございました。

○北村委員長 よろしいですか。

○宮川委員 はい、結構です。

○北村委員長 ほかに御質問。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 いくつか確認させていただきたいのですけれども、調査をオンラインでもやれるように、スマートフォン、タブレットを使えるようにするというのは非常にいいことだと思います。ただ、今の調査票を見ていて、パソコンだったらそのまま画面でも対応できるかと思うのですけれども、スマートフォンだと難しいと思うのです。その辺のデバイスによるオンライン回答の仕方としては、どのような対応を考えておられるのか教えてほしいということと、あと資料1-1の5ページ、主な変更概要というところです。このオンラインでの回答というのは、調査日からできるという理解でいいですか。水色のところに「オンライン回答確認日」というのが1日だけあるのですけれども、これは調査主体で、

この人が本当にオンラインで回答しているかどうかを確認する日で、それまでにいつでも入力できるようになっているという理解でいいのかということです。

そして、3つ目が匿名データについてですが、これを使えるようにするのはいいことだと思うのですが、今、ふと、統計センターの匿名データ利用のところを見ていたら、社会生活基本調査については最終更新日が2015年の4月31日で、どういうデータレイアウトになっているとか、そういう表が2006年の調査までしか載っていないのですが、どうしてこういうことになっているのかということについて、別途教えてください。

○北村委員長 事務局、対応を。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 私からお答えさせていただきます。まず、スマートフォンとパソコンでオンライン回答するというので、パソコンで回答する方についてはイメージができるけれども、スマートフォンの方はどうなのか、というような御質問だったと思います。こちらでもスマートフォンでオンライン回答するときに、この調査の場合にはなかなか難しいところがあるというのは一応認識しておりまして、これについては今現在いろいろ工夫を、業者からヒアリングするなどして考えているところです。なるべく報告者の負担にならないような形でできたらいいかと考えているところです。

それから、オンライン回答ですが、これは丸の付いている日から回答できるという形で現在考えておるところです。

○白塚委員 丸から青の間は回答できるということですか。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 そうです。丸から青まで回答できるということです。よろしいでしょうか。

それから、匿名データに関してですが、細かいところはまた調べてお答えさせていただきたいと思いますが、現在提供しておりますのは平成18年までということで、2006年が平成18年だと思いますが、こちらの使用に関して、提供可能な形で統計センターの方で提供していると認識しておるところですが、今、御質問の点については確認させていただきたいと思っております。

○白塚委員 次の調査は令和6年から提供予定ですね。そうすると、前回の調査データというのはもう匿名で使えるようになっているはずですね。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 すみません。平成18年以降ですけれども、前回は平成28年になるわけですけれども、こちらは準備中でございます。今、使えるようになるように準備中だということで、鋭意やっているところで、近々提供できるようにしたいと考えております。

○白塚委員 11年もまだ使えないということですよ。このホームページの状況だと。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 そうです。こちらも併せてということで、鋭意やっているところでございます。

○北村委員長 椿委員が担当だと思います。

○椿委員 担当ということでもないですが、まず、匿名マイクロデータも非常に重要なのですが、これはオンサイトにおける、実際に使えるというデータとしても大変注目されている部分ではないかと思っております。逆に匿名データ以外にも、オンサイトで使える実際

のマイクロデータのようなものの公表時期が第1点。それから第2点は、これは自治体、2次医療圏とかそういう分野での集計、本来は総務省統計局がやることではないですけども、そういうものの集計可能性とか公表可能性、分析可能性ということになりますと、オンラインの環境の中では一定の規模のサンプルサイズがないと、もちろんそれを公表の下に研究利用で外へ出すことができなくなるので、実は2次医療圏とかくらいの中でどれくらいの世帯数とか実際の個人数があるかという話は、これで把握しているかというのは実はかなり重大な問題です。

私自身が昨年やった限りでは1,741、自治体は集計精度上無理ですけども、1,500ぐらいしか持ち出せない。そういう感覚があるのです。何かその辺の部分も含めて、各自治体でやるのは非常に難しいことは重々承知しているのですけれども、一定の医療とか介護や何かに関わるようなものの中では、その種の分析集計の自由度が増すような形にしていたらと非常に有り難いと思っています。先ほどの匿名データの公表が早いのはもちろん、この調査はユーザーの関心が非常に高いので、やっていただけることは大変ありがたいと思っていますし、今回の調査事項の変更に関してもこういうニーズがよくあるということは承知しておりましたので、大変いいことだと思っています。

○北村委員長 追加で御質問。神田委員、どうぞ。

○神田委員 今回、国際比較可能性の向上を図るということで改定されているのは非常に素晴らしいことだと思います。それでこの統計については、かなりの部分で国際的に比較可能という点では、水準が高いと考えてよろしいのでしょうかというところが1つです。

あと今回、国際比較可能性を高めるために、障害者のところを聞いているということですけども、実際に記入するのは負担も大きいと思いますので、障害者の方に書いていただくための工夫を何か考えていらっしゃるのかどうか。また、実際にそういう障害者の方の生活ということで、国際的な比較をしたような分析事例など、どういう使われ方をしているのかをもし御存じであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 まず、国際比較に関して御質問がございました。障害者統計に限らず、一般論としてお話しさせていただきますと、この調査はこれまで何回か回数を重ねてきており、今回が10回目に当たります。その中で、平成13年の調査において、いわゆるプリコードの調査票Aに、アフターコードの調査票Bを初めて追加しております。これによりまして、国際的な生活時間の分類に合わせて集計することができるような仕組みを導入したという事実がございます。これがまず障害者統計に限らない、一般論の話です。

続きまして、先ほどお話がありました障害者統計に関しては、欧州統計局のガイドラインに即して調査事項を追加するような形にしております。先ほどの調査事項で言いますと、日常生活への支障の有無、支障があるかどうかという点と、その支障が6か月間継続しているかどうかという点の、大きく分けて2つの調査事項に即して集計するというのが、欧州統計局のガイドラインに基づいた調査方法かつ集計方法でして、そのまま集計すれば国際的な比較ができるような状態になっております。

具体的な比較分析事例は把握していませんが、基本的に欧州各国、例えばフランス、イギリス、イタリア、スペイン、ギリシャとかいった国におかれましても、今お話しした欧州統計局のガイドラインに準拠して、健康の状態とか、日常生活の支障の有無といったことを調査していますので、今回、我々が導入することによって、このような国と比較することが可能になるというところまでは確実に申し上げられると思います。

○北村委員長 神田委員、確認ですか。

○神田委員 欧州で行っている事例で、実際に障害者の方がどのぐらいいて、それがマクロ統計でどのぐらい乖離があって、実際にどういう生活の特徴があるのかというのがうまく捉えられているかどうかは、欧州の経験を踏まえて検討するのがよろしいかと思いました。

○北村委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほどの国際比較の可能性について追加的に一言申し上げます。確か2001年から、社会生活基本調査では調査票Aに加えて調査票Bが加えられました。この調査票Bは主に国際比較のために追加されたと理解しております。おそらく政府統計調査の中で、国際比較を直接の目的として調査票を追加したのは、この調査だけではないかと思えます。つまり、調査票Bは国際比較を目的に設計されたものです。当初から使われている調査票Aでは直接国際比較が難しいインストルメントを用いているということで、それを変更することができなかったのが、調査票Bを新たに追加したという経緯があったと理解しております。

障害者統計についてもそうですけれども、資料1-2の27ページにQ7が示されておりますが、これを使っていろいろなクロス集計を行うことによって、多くの国際的に比較可能な統計データが得られるのではないかと期待しております。先ほどから欧州統計局のお話が出ておりますが、欧州統計局では加盟各国の生活時間調査をいかにハーモナイズするかという課題に対して、膨大なレポートを2000年頃に出していると思えますが、生活時間は出生や死亡といった人口についての調査と違い計量がなかなか難しい事柄です。欧州統計局でも、データの比較妥当性を担保するのが難しいということで、相当な検討がなされたと聞いております。ですので、我が国もEUと同じOECDの加盟国ということで、欧州統計局の定義に準拠してやっていくのは適切だと思います。

また、国連が出版しているワールズウーマンという統計レポートで用いられているジェンダー統計データベースに、生活時間調査から得られた就業時間と家事・育児時間が含まれており、日本のデータは時系列でここに掲載されています。日本のように定期的に時系列で大規模な生活時間調査を実施している国はあまり多くなく、この調査は我が国が国際的に誇ることでできる貴重な調査であり、今回、更に有用なデータが収集できるのではないかと期待しております。

以上です。

○北村委員長 よろしいですか。この統計について委員の皆様はかなり関心が高いということがよく分かりました。計画の変更につきましては、津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部に所属される委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

匿名データについては、総務省統計局において、今後の諮問に向けて更に検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。資料2-1にあるとおり、専門委員について本日付で1名が任命されております。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は、委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料2-2のとおり指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。令和3年度における統計リソースの要求状況につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○稲垣総務省政策統括官（統計基準担当）付統計改革実行推進室参事官 それでは、資料3を御覧ください。「令和3年度における統計リソースの要求状況」です。

去る7月31日に統計委員会から、「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」をいただきました。資料3では、統計リソースを重点的に配分すべきとされた取組につきまして、各府省が要求しました令和3年度の予算、機構・定員の概況をまとめております。

まず予算要求ですが、建議に基づく重点配分事項に該当する令和3年度の要求額は総額で93.3億円となっております。府省別の建議に該当する事業の件数と要求額は、その下の表のとおりです。

続きまして、2ページを御覧ください。今回いただきました建議では、従前の統計改革や公的統計の品質向上、信頼確保の取組の中でも、先般の新型コロナウイルス感染症への対応や影響を踏まえた課題としまして、特に統計業務の継続性の確保、ビッグデータ等の活用の加速といった項目が強調されているところです。資料では、項目ごとに主立った要求を記載しております。

いくつか御紹介させていただきますと、(1)の「① 統計業務の継続性の確保」につきましては、例えば農林水産省において、農林水産統計システム整備として、限られたリソースを柔軟に活用しコストを削減することができるよう、システム改修を行うための要求がございます。また「② ビッグデータ等の活用の加速」につきましては、総務省、農林水産省において、POSデータ、ビッグデータの活用に関する調査研究等の要求がございます。そのほか「③ データ人材等の確保・育成」として、総務省、厚生労働省において研修の充実に関する要求などがございます。そのほか(2)では、品質向上、信頼確保に関するものとして、統計作成プロセスの適正化などの要求がなされているところです。

全体としましては、今年は新型コロナウイルス感染症対策などもありまして、例年より厳しい要求状況の中、必要な予算を計画的に確保するべく、各府省も知恵を絞って要求しているという状況です。

次に、3ページです。機構・定員要求です。まず機構要求につきましては、主な要求として、総務省におきまして各府省の統計作成支援、統計委員会の補佐体制の強化として、それぞれ参事官の要求が出ております。また、定員要求につきましては、振替や時限要求などを含めて、全部で76人の要求となっております。府省別の定員要求状況はその下の表のとおりですけれども、76人のうち新規の定員要求は全体で32人となっております。

4 ページを御覧ください。主な要求内容ですが、(1)の「① 統計業務の継続性の確保」については、昨年12月に取りまとめられた総合的対策におきまして、ハブ機能の強化として、総務省は各府省の統計作成を、また各府省の統計幹事部局は、府省内の統計作成を支援する体制を整備する必要があるとされたところであり、今回、総務省、厚生労働省、経済産業省などから関連の要求がございます。また「② ビッグデータ等の活用の加速」では、総務省、経済産業省などから、ビッグデータ等の活用を検討するための要求があるほか、「③ データ人材等の確保・育成」では、総務省におきまして、統計データアナリスト、統計データアナリスト補の育成・認定に関する要求がございます。

(2)の統計の品質向上、信頼確保等に関する要求につきましては、統計作成プロセスの適正化や、国や地方における機能強化のための体制整備に関する要求が出ております。最後の5 ページを御覧いただきますと、「③ 国民経済計算・経済統計の改善をはじめとする府省横断的・共同的な統計整備」の要求ですけれども、その中で内閣府の一番上の項目です。これまで統計委員会や国民経済計算体系的整備部会におきまして、内閣府の生産面の四半期別GDP速報の公表体制について指摘がなされておりますけれども、今回、この関係で内閣府から1人の要求がなされているところです。

最後に御参考ですが、9 ページです。統計改革と車の両輪とされておりますEBPMに関する要求状況につきまして、内閣官房の行革本部事務局で取りまとめておりましたので、参考としてお付けさせていただきます。この要求の中には、一部建議にも関連する要求が含まれているところです。

私からは以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について何か御質問はありますか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。建議に沿っていろいろ要求されて素晴らしいと思います。ただ、この資料だけですと、各省によって金額的にかなりばらつき、差があると思います。例えば(2)の統計作成プロセスについては、各省ともに重要なテーマだと思いますが、今回、厚生労働省と農林水産省の金額がそれなりの金額としてあるのですが、ほかの省庁等と横並びで見たときに、全体として実際の統計がどう改善していくのかという点が資料に表れていると有り難いと思います。

例えば継続性の確保につきましても、農林水産省のシステム整備でそれなりの金額がかかるわけですけれども、こういう内容というのでしょうか、来年実行されることによって具体的にどうシステムが変わるのだろうか。農林水産省だけでそれが完結して、それ以外のところにも参考として使えるようなものになるのだろうか、各省それぞれでももちろんベストを尽くして要求されていると思うのですが、横並びで見て、ほかの省も利用、参考になるような要求のし方、あるいは、システム開発の在り方がないだろうかという気もしてきます。ほかの省庁も出していて金額が少ないということかもしれないですけれども、政府全体として、要するに仕切っていただいた(1)、①、②、③、④がどう変わっていくのかというのが、この資料からだとは各省によっての差だけが目立ち、よく分からなかった

というのが正直なところですが、もうちょっと横断的に評価できるような見方があるのではないかと思いました。

それとコロナ対策につきましても、厚生労働省からデータが時系列では出ていますが、甚だ不十分なデータしかまだ公表されていないと思っています。そうしたコロナ対策の緊急な分析をして、いろいろな人に評価してもらわなければいけない点についても建議では触れていますけれども、今回の要求には現れていないのではないかとというのが私のコメントです。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

コロナ対策の予算は、多分ほかのカテゴリーに入っているのかという気もするのですが、全体像が分かるようにまたおいおい説明していただくようにしたいと思います。

ほかに御質問はありますか。よろしいですか。

では、取りまとめたいと思います。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府統計を安定的・継続的に作成・提供することの重要性、必要性を改めて認識することとなりました。各府省におかれましては、ビッグデータやICTの活用など統計作成プロセスの見直しも含め、各種課題の解決に必要な統計リソースの確保に努めていただき、また限りある統計リソースを上手に利用して、質の高い統計を作成・提供していただくようお願いしたいと思います。

統計委員会といたしましても、引き続き統計リソースの状況を注視するとともに、可能な限り統計リソースの確保を支援していきたいと考えております。

それでは、本日用意しました議題は以上になります。次の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は11月26日木曜日、午前に開催する予定です。場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第156回統計委員会を終了いたします。